

国が所持を把握 病原体等の適正管理について

〔所持等の禁止〕

《一種病原体等》

- 南米出血熱ウイルス
- ラッサウイルス
- エボラウイルス
- 痘そうウイルス
- クリミア・コンゴ出血熱ウイルス
- マールブルグウイルス

(以上6)

〔所持等の許可〕

《二種病原体等》

- ペスト菌
- ボツリヌス菌
- SARSコロナウイルス
- 炭疽菌
- 野兔病菌
- ボツリヌス毒素

(以上6)

〔所持等の届出〕

《三種病原体等》

- Q熱コクシエラ
- 狂犬病ウイルス
- 多剤耐性結核菌
- 東部ウマ脳炎ウイルス
- 西部ウマ脳炎ウイルス
- ベネズエラウマ脳炎ウイルス
- エムポックスウイルス
- コクシジオイデス真菌
- Bウイルス
- 鼻疽菌
- 類鼻疽菌
- ハンタウイルス肺症候群ウイルス
- 腎症候性出血熱ウイルス
- オムスク出血熱ウイルス
- キャサヌル森林病ウイルス
- ダニ媒介脳炎ウイルス
- ブルセラ属菌
- SFTSウイルス
- リフトバレーウイルス
- MERSコロナウイルス
- ニパウイルス
- ヘンドラウイルス
- 日本紅斑熱リケッチア
- 発しんチフスリケッチア (以上25)
- ロッキー山紅斑熱リケッチア

- 病原体等の種類等について厚生労働大臣へ事後届出(7日以内)
- 運搬の届出(公安委)

〔基準の遵守〕

《四種病原体等》

- インフルエンザAウイルス (血清亜型がH2N2のもの)
- インフルエンザAウイルス (血清亜型がH5N1のもの)
- インフルエンザAウイルス (血清亜型がH7N7のもの)
- インフルエンザAウイルス (血清亜型がH7N9のもの)
- 新型インフルエンザ等感染症の病原体
- 腸管出血性大腸菌
- ポリオウイルス
- クリプトスポリジウム
- パラチフスA菌
- チフス菌
- 志賀毒素
- 赤痢菌属
- コレラ菌
- 黄熱ウイルス
- 結核菌 (多剤耐性結核菌を除く)
- ウエストナイルウイルス
- オウム病クラミジア
- デングウイルス
- 日本脳炎ウイルス
- 新型コロナウイルス (※)

(以上20)

(※)令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る(別称: SARS-CoV-2)

- 国又は政令で定める法人のみ所持、輸入、譲渡し及び譲受けが可能 (施設の指定が必要、痘そうウイルスは除く)
- 輸入については、別途指定が必要
- 運搬の届出(公安委)
- 発散行為の処罰

- 試験研究等の目的で厚生労働大臣の許可を受けた場合に、所持、輸入、譲渡し及び譲受けが可能
- 運搬の届出(公安委)

- 病原体等に応じた施設基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準(厚生労働省令)の遵守
- 厚生労働大臣等による報告徴収、立入検査
- 厚生労働大臣による改善命令
- 改善命令違反等に対する罰則